

小児慢性特定疾病の患者に対する医学的管理の評価

骨子【Ⅲ－４（１）】

第１ 基本的な考え方

小児慢性特定疾病対策の見直しに伴い、小児慢性特定疾病に指定されている疾病に罹患している患者の医学管理に関する評価を行う。

第２ 具体的な内容

小児科療養指導料の対象疾患に、小児慢性特定疾病に指定されている疾病を加えるとともに、包括範囲の整理及び評価の充実を図る。

現 行	改定案
<p>【小児科療養指導料】</p> <p>小児科療養指導料 250点</p> <p>[対象疾患]</p> <p>対象となる疾患は、脳性麻痺、先天性心疾患、（中略）、血友病及び血小板減少性紫斑病である。</p> <p>[包括範囲]</p> <p>① 特定疾患療養管理料</p> <p>② てんかん指導料</p> <p>③ 皮膚科特定疾患指導管理料</p> <p>④ 小児悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>（新設）</p>	<p>【小児科療養指導料】</p> <p>小児科療養指導料 <u>270点</u></p> <p>[対象疾患]</p> <p>対象となる疾患は、脳性麻痺、先天性心疾患、（中略）、血友病、血小板減少性紫斑病及び小児慢性特定疾病に指定されているその他の疾病である。</p> <p>[包括範囲]</p> <p>① 特定疾患療養管理料</p> <p>② てんかん指導料</p> <p>③ 皮膚科特定疾患指導管理料</p> <p>④ 小児悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>⑤ 難病外来指導管理料</p>